

広島県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年二月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間		新 旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市十日市中二丁目一六四六番一地先から 三次市十日市東一丁目一六〇四番二地先まで		旧	一六・〇〇 二一・〇〇	三三六・〇〇	
		新	二一・〇〇 四〇・〇〇	三三六・〇〇	拡幅 一般国道二八 四号と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八四号

三 道路の区域

区 間		新 旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市十日市中二丁目一六四六番一地先から 三次市十日市東一丁目一六〇四番二地先まで		旧	一六・〇〇 二一・〇〇	三三六・〇〇	
		新	二一・〇〇 四〇・〇〇	三三六・〇〇	拡幅 一般国道二八 三号と重複